

4月、5月分 共済申請対応について

平素より組合活動にご助力賜りまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては仕事の調整や体調管理など、ご心痛の絶えない状況かと存じます。本部どけん共済会においても新型コロナウイルス感染者の急激な増加や社会的な要請の中、「組合員のいのちと暮らしを守る」ことを念頭に一部給付制度について下記の通り変更させていただきます。誠に恐れ入りますがご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

一、給付業務

(1) 組合総合共済

1) 給付業務範囲の一時縮小

- ・傷病申請のみの給付とし、慶弔申請、住宅災害、新入学祝金、資格取得祝金などは6月以後の給付とさせていただきます。

(2) 生命共済

- ・4月・5月の給付を見合わせ、6月以後の給付とさせていただきます。

(3) 還元事業

- ・4月・5月の送金・給付を見合わせ、6月以後に再開します。

二、給付と時効に関する特別措置

(1) 新型コロナウイルス感染症の共済給付について

1) ホテル・自宅待機で療養の指示が医師から出されている場合

- ・医師の証明がある場合のホテル・自宅待機は給付対象とし、医師の指示によるホテル・自宅待機は、入院給付とします。また、退院後の医師の指示による自宅待機は、自宅療養期間として給付対象とします。

2) 現場や職場で感染者が報告され保健所の指示で自宅待機となった場合

現場ストップにより上位業者・事業主の指示により自宅待機の場合

- ・医師の証明がでない場合は、給付対象とできません。

(2) 以下の免責規定は適用しない事とします

- ・一つの原因で10人を超える組合員が罹患した集団的私傷病への対応

(3) 実施期間

- ・当面6月末までの期間とし、コロナ感染対策の推移を見て判断します。

■個別に対応が必要な給付申請は支部にご相談ください。

以上